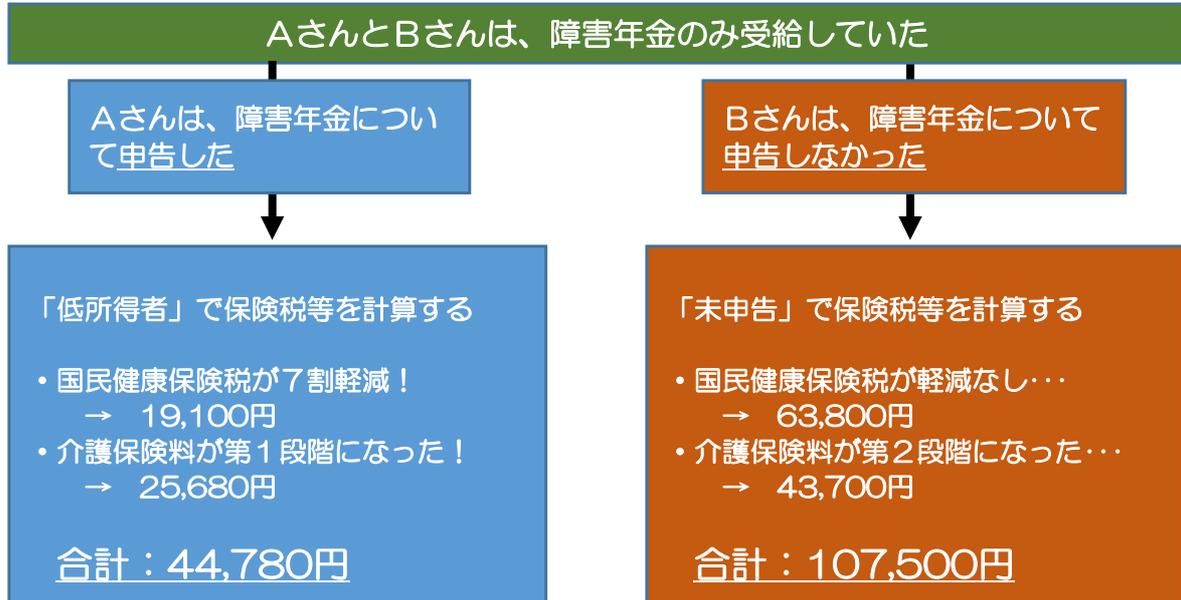


令和7年度 町民税・県民税 申告のお知らせ

町民税県民税の申告は、町民税と県民税を計算する資料となるほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定・軽減、所得課税証明書の発行のためにも必要となります。申告が必要な方は忘れずに申告してください。

(申告した人・申告しなかった人の国民健康保険税・介護保険料の例)



結果、申告をしなかったBさんは、申告をしたAさんより6万円以上多く保険料を支払うことになりました。申告相談フローチャート（3ページ）を確認して、申告が必要な方は忘れずに申告をしてください。

申告書の提出期限

令和7年3月17日(月)

申告書提出までの流れ

<全ての申告者に共通して必要な準備>

- 申告に必要なものを用意する(4ページ参照)
- ◎ 税務署から「令和6年分確定申告のお知らせ」のハガキや通知書が届いている場合は忘れずにお持ちください。

(1) 申告会場にて提出

- 申告に必要なものをお持ちのうえ、会場にある発券機で番号札をお取りになってお待ちください。

(2) 郵送提出(完成した申告書を郵便で送ること)

- 記入済の申告書(「無収入」または「非課税収入のみ」の場合も記入してください)
- 添付書類(収支内訳書、計算明細書など)
- マイナンバーカード(裏表) または 通知カード+身元確認書類 の写し

※ 所得税確定申告書の提出先は以下となります。

八戸税務署 〒031-8611 八戸市江陽2丁目9番45号

【不備や疑義がある場合は、後日連絡させていただく場合があります。】

お問い合わせ先 〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43番地
(町県民税申告書提出先) 三戸町役場 税務課 電話0179-20-1118 (直通)

令和7年度 町県民税申告相談 日程表

相談日	受付地区	受付会場	申告相談時間
2月 12日 (水)	八日町・馬喰町・二日町	三戸町役場 4階大会議室 TEL20-1118 ※車で来場される方は、雷平側の広い駐車場をご利用くださるようお願いいたします。	9:00~11:00 13:00~15:00
2月 13日 (木)	細谷・留ヶ崎・館		
2月 14日 (金)	箸木山・泉山・栄町		
2月 17日 (月)	同心町・境沢		
2月 18日 (火)	上同心町		
2月 19日 (水)	桐蔭・鬘田		
2月 20日 (木)	雷平・在府小路町		
2月 21日 (金)	大舌地区	大舌交流センター	9:30~11:00 13:00~15:00
2月 25日 (火)	豊川地区	豊川ほうえい会館	9:30~11:00 13:00~15:00
2月 26日 (水)	椀ノ木・松山・沼ノ久保・茨沢・野月	農村環境改善センター (斗川支所) TEL25-2111	9:30~11:00 13:00~15:00
2月 27日 (木)	中本村・下本村		
2月 28日 (金)	上本村・武士沢・中堤・高間館 斗川地区で日程の当日来られなかった方		
3月 3日 (月)	蛇沼地区	蛇沼やまびこ会館	9:30~11:00 13:00~15:00
3月 4日 (火)	下田・貝守・袴田・一ノ渡・田ノ沢	基幹集落センター (猿辺支所) TEL27-2111	9:30~11:00 13:00~15:00
3月 5日 (水)	中村・老久保・杉沢・二五山・大平・泉 猿辺地区で日程の当日来られなかった方		
3月 6日 (木)	遠藤・小中島・目時・沼尻・金洗沢・中崎	三戸町中央公民館 ホール TEL22-2186	9:00~11:00 13:00~15:00
3月 7日 (金)	久慈町・川守田町		
3月 10日 (月)	文治屋敷・川代・松原		
3月 11日 (火)	元木平		
3月 12日 (水)	六日町		
3月 13日 (木)	全地区		
3月 14日 (金)			
3月 17日 (月)			

*最終3日間(3月13日、14日、17日)は混雑が予想されます。**なるべく受付地区でのご来場をお願いします。**

～ 申告会場にお越しになる方へのお願い ～

●相談日によって受付会場が異なります

来場される際は、お間違いのないよう日程表の受付会場をご確認ください。

●公民館ホール及び役場4階大会議室の開場は、午前8時15分といたします

受付時間を統一するため、開場時間を午前8時15分といたします。開場前に来場された方は、車で待機いただくか、中央公民館の場合はホール前のロビー、三戸町役場の場合は4階大会議室前にてお待ちください。

●自家用車での待機も可能です

会場内でお待ちいただくことに不安を感じる方は、自家用車等で待機いただくこともできます。その際は、受付で携帯電話の番号を記入していただき、順番が近くなりましたら電話でお呼びいたします。

～ パソコンやスマホでの電子申告がおすすめです ～

パソコン・スマートフォンを使って電子申告できるe-taxが便利です。マイナポータルと連携することで、給与や年金の源泉徴収票・社会保険料控除や生命保険料控除等の自動入力ができるため、簡単に確定申告を行うことができます。
e-taxでの申告書作成方法については、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー (<https://www.keisan.nta.go.jp/>)」でご確認ください。

申告判断フローチャート

令和7年1月1日現在、三戸町に住所のある人は申告が必要かどうか、このフローチャートで確認してください。ただし、令和7年1月1日現在の住所地が三戸町外の人は、住所地での申告となりますので、詳しくは、住所地の市町村ホームページ等でご確認ください。

スタート

「令和6年分所得税の確定申告書」を税務署に提出しますか？
※eL TAXで電子申告される方も同様です。
【注意】青色申告、雑損控除の初年分申告、令和5年分以前の修正申告・更正の請求は八戸税務署での提出・受付となります。

はい

町県民税の申告は不要です。

いいえ（確定申告書を提出するか不明な人はこちら）

令和6年中は、次の①～④のいずれかに当てはまりますか？

① 営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの所得に当てはまる収入があった

② 給与収入があって、下記の条件のいずれかに当てはまる

- (1) 年末調整を受けていない(途中退職、2カ所以上から給与の支払いを受けて合算していない)
- (2) 勤務先から三戸町に給与支払報告書が提出されていない(提出状況は勤務先にご確認ください)
- (3) 源泉徴収票に記載されている控除に、追加または変更がある
- (4) 医療費控除、扶養控除、寄付金控除などの各種控除を受けようとする

③ 公的年金等の収入のみで、令和7年1月1日現在の年齢が下記に当てはまる

- 65歳未満:年金収入の合計が 98万円以上 かつ 所得控除の追加・変更がある
- 65歳以上:年金収入の合計が148万円以上 かつ 所得控除の追加・変更がある

④ 上記①～③に当てはまらないが、下記の条件のいずれかに当てはまる

- (1) 非課税収入(遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など)のみの人
- (2) 国民健康保険、介護保険などの軽減判定を受けるために申告が必要とされている(無収入の人)
- (3) 福祉、町営住宅、就学援助などの各種制度の手続きで、申告が必要とされている
- (4) その他の諸手続きで申告が必要とされている

※特に④(1)、(2)に当てはまる人は、忘れずに申告してください。

いいえ

町県民税の申告は不要です。

はい

町民税県民税の申告 または **所得税の確定申告** が必要です。

申告相談日程表(2ページ)、必要な持ち物(4ページ)を確認し、申告してください。申告会場に来場される人は、マイナンバー確認書類と身元確認書類のご持参をお願いします。

申告に必要なもの

- 1 本人の個人番号確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー付き住民票、通知カード(記載内容に変更がないもの))
- 2 本人の身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 など)
- 3 (特別)控除対象配偶者、扶養親族(16才未満含む)及び専従者のマイナンバーが確認できるもの
- 4 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」のハガキまたは封書がある方
- 5 本人名義の口座情報が分かるもの(*所得税が還付になる方)
(納付の方で口座振替を希望される場合は、銀行の届出印が必要になります)

(1)所得の計算に必要なもの(例です。その他書類等が必要な場合があります。)

① 給与所得	令和6年分給与所得の源泉徴収票 など
② 公的年金等所得	令和6年分公的年金の源泉徴収票
③ 事業所得 ┌ 営業等所得 ├ 農業所得 └ 不動産所得	<ul style="list-style-type: none"> ・収入(売上金額等)や経費のわかる書類(帳簿、領収書、通帳など) ※事前に「収支内訳書」への仕分け、計算をお願いします。 ・固定資産税の課税明細書や(軽)自動車税納税通知書、車検代の領収書など(事業で使用している場合のみ)
④ 一時所得	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険の一時金や満期返戻金、官公署等からの助成金などの通知書 ・当該収入を得るために必要となった経費の領収書など
⑤ 譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書、譲渡資産を取得した時の契約書など ・(町・県・国等による収用、あっせんなどの場合)事業施行者発行の証明書〔買取り等の証明書、買取り等の申出証明書、収用証明書等 など〕 ・売却に要した経費(仲介手数料、建物の取り壊し費用など)の領収書
⑥ 雑所得	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの配分金支払証明書、個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書、原稿料や講演料の支払調書や入金された通帳など ・当該収入を得るために必要となった経費の領収書など
⑦ 山林所得	・収入、経費が分かる書類(売買契約書)

(2)所得控除や税額控除の計算に必要なもの(例です。その他書類等が必要な場合があります。)

① 医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年中に支払った医療費の領収書 ・補てん金(高額療養費や生命保険給付金など)の支給金額がわかるもの ○セルフメディケーション税制を選択する場合 ・対象医薬品を購入した領収書や「一定の取組」を行ったこと証明する書類 ※事前に領収書を個人毎、医療機関毎に仕分けし、支払額の計算をお願いします。
② 社会保険料控除等 (小規模企業共済等掛金控除)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の領収書、控除証明書、通帳など ・個人型確定拠出年金等の支払掛金の領収書や控除証明書など
③ 生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
④ 寄附金控除 各種寄附金税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金等の領収書や寄附受領証明書など ・(政治活動に関する寄附の場合)「寄附金(税額)控除のための書類(要:選管の印)」
⑤ 勤労学生控除	在学証明書または学生証の写し
⑥ 障害者控除	・障害者の手帳(身体・愛護・精神)や障害者控除対象者認定書(認定された方のみ)
⑦ 住宅借入金等特別控除 (初年分の必要書類の例です。) 【注】令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅については、原則、省エネ基準に適合する必要があります!	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンの年末残高証明書・登記事項証明書・売買契約書・請負契約書 ・(補助金等を受けた場合)補助金等の交付通知 ・(20年経過中古住宅の場合)耐震基準適合証明書など ・(認定住宅の場合)認定通知書など + 認定住宅建築証明書など ・(増改築等の場合)増改築等工事証明書など ・(令和6年居住開始の方)建設住宅性能評価書・住宅省エネルギー性能証明書 ※ただし、令和5年12月末までに建築確認を受けた場合や令和6年6月末までに竣工した場合は除きます。

各種所得や所得控除の計算方法

今年度からお知らせ内に掲載していた各種所得及び所得控除の計算欄を廃止しました。計算方法については、以下のQRコードから確認してください。



【町民税・県民税：三戸町】



【所得税：国税庁】

※ページ内「所得金額」「所得控除」を参照